国との間の条約を改正する議定書の説明書防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の

外

務

省

次

ページ

概説

1 議定書の成立経緯

三年)から政府間交渉を行ってきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、 本側在英国林大使と英国側ガーク国庫大臣との間でこの議定書の署名が行われた。 政 分府は、 平成十八年(二千六年)十月に効力を生じた英国との間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十五年(二千十 同年十二月十七日にロンドンにおいて、

締結の意義

当及び利子に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、 交流が一層促進されることが期待される。 に対処することが可能となるとともに、 設けるものである。この議定書の締結により、 確化する新たな規定を導入するほか、 この議定書は、 現行の租税条約の内容を部分的に改正するものである。事業利得に関し、 我が国と英国との間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、 我が国と英国との間で課税権の調整が更に図られることとなり、 税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徴収共助に関する規定等を 恒久的施設に帰属する課税対象利得を明 相互の人的交流及び経済的 配

議定書の主要な内容

この議定書は、前文、本文十四箇条及び末文から成り、 その主要な内容は、 次のとおりである。

1 事業利得に対する課税に関する新たな規定の導入

引をより厳格に認識し、 事業利得について、 外国法人又は非居住者の支店等 課税対象とする(第二条)。 (恒久的施設)に帰属する事業利得に対する課税において、 本支店間の内部取

2 投資所得(配当及び利子)に対する源泉地国課税の減免のための規定

(債務者が得た収入、 配当について、株式の保有割合に係る要件を改正し、 売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。)について、 源泉地国免税の対象を拡大することを規定している(第四条)。また、 源泉地国免税とすることを規定している

(第五条)。

- 3 税務当局間の相互協議に係る仲裁手続の規定
- (相互協議)によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入することを規定している(第十条及び第十三条)。 条約の規定の適用に関する紛争の円滑な解決を図る観点から、納税者により申し立てられた課税事案を権限のある当局間の協議

4 租税債権の徴収を相互に支援する(徴収共助)ための規定

のための要件、手続等を規定している(第十二条)。 国際的な脱税及び租税回避行為に対し効果的に対処するため、 滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施

- 三 議定書の実施のための国内措置
- 1 この議定書の実施のため、所得税法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。
- この議定書の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

2